

## 国民年金からのお知らせ

### 第3号被保険者未届け期間が救済されます

国民年金第3号被保険者とは、厚生年金・共済組合の加入者（第2号被保険者）に扶養されている配偶者をいいます。

第3号被保険者は、個別に国民年金保険料を納付する必要はありませんが、届け出をして確認を受けなければ第3号被保険者として扱われません。

第3号被保険者の届け出が遅れた場合、原則2年前までさかのぼって第3号被保険者期間と認められますが、それ以前の期間は、保険料未納期間とされ、これまでの制度では将来の年金額が減額されたり、年金受給権が得られないことがありました。

4月から救済措置として、昭和61年4月までの第3号被保険者未届け期間について、特例の届け出をする  
と過去の未納扱いの期間も第3号被保険者期間に算入され、将来の年金額に反映されるようになります。

この機会に年金記録を確認し、未届け期間のある方は特例の届け出を行ってください。

※第3号被保険者の**特例の届け出は社会保険事務所**です。

※年金記録の照会は、社会保険事務所または市国保・年金グループにお問い合わせください。

また、照会の際には、ご自身の年金手帳と配偶者の年金手帳を持参してください。

### 『若年者納付猶予制度』ができました

失業や低所得のため国民年金保険料を納めることが困難な若年者（20歳以上30歳未満）は、これまでの制度では、所得が一定額以上の親など（世帯主）と同居している場合、保険料免除にならず未納となるケースがありました。

このような若年者が、将来の無年金・低年金となることを防止するために、同居している世帯主の所得にかかわらず、本人と配偶者の所得要件により国民年金保険料を猶予する制度が4月からスタートします。

国民年金の支払いが困難な場合は、ご相談ください。

※納付猶予期間については、年金の受給資格期間には算入されますが、年金額には反映されません。

また、納付猶予承認期間については、10年以内に限りさかのぼって納付することができます。

※対象となる所得の基準は扶養人数などにより異なります。

※手続きには年金手帳・印鑑が必要です。

### 『特別障害給付金制度』ができました

国民年金の任意加入期間に未加入のまま障害を負い、障害基礎年金などの支給を受けられない無年金障害者の方を救済するため、福祉的措置として『特別障害給付金制度』が創設されました。

#### ▶対象者

(1) 平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生

(2) 昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象者であった被用者（厚生年金、共済組合などの加入者）の配偶者

(1)、(2)であって国民年金に任意加入していなかった期間内に初診日（※1）があり、現在、障害基礎年金の1級または2級に相当する障害のある方。

※1…初診日とは、障害の原因となった病気やけがについて、初めて医師または歯科医師の診療を受けた日。

※請求書は、4月1日（金）から市国保・年金グループで受け付けします。

※請求のあった月の翌月から支給対象になります。5月分から受けるためには4月中の請求が必要です。

※所得制限などの支給要件がありますので、詳しくはお問い合わせください。その際、年金記録を確認しますので年金手帳を持参してください。

問い合わせ

室蘭社会保険事務所（☎247101）

登別市国保・年金グループ（☎851771）